

令和3年度事業計画

事業方針

当協会は、県内の各分野における国際交流と多文化共生の社会づくりを促進するため、平成3年（1991年）4月に設立され、同年、国から「地域国際化協会」として認定を受け、地域の国際交流を推進する中核的民間組織としての役割を担ってまいりました。

また、平成13年（2001年）4月に、県内の国際交流の拠点施設として県が整備した「山形県国際交流センター」の管理運営を任せられ、今後も指定管理者として引き続き管理運営を担ってまいります。

県内の在住外国人は、新型コロナウイルス感染症による影響などもあり、令和2年（2020年）12月末現在7,717人（対前年比228人減）で、平成27年（2015年）以降5年連続の増加から減少に転じました。在留資格別では技能実習が前年に比べ312人減の2,346人、平成31年4月に新設された特定技能は19人増の25人となっています。

県内の外国人労働者は、4,744人（令和2年10月）となり、前年に比べ248人の増になっています。

当協会は、このような環境の変化を踏まえ、次の基本的な考え方のもと、多様な文化や価値観が共生する地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

- 1 県内の国際交流・多文化共生の活動団体や産業経済団体、教育機関、行政機関などとの幅広い連携
- 2 多文化共生をはじめ国際交流や国際協力等に関する活動への県民の参加と活躍の機会の提供
- 3 県内外の国際交流、多文化共生などにかかわる方々との交流や研修などを通じた協会職員の資質の向上

これらの考え方に沿って、事業内容の拡充や様々な実施方法を通して、県民の国際交流と国際理解を深め、在住外国人に対する支援等を進めてまいります。

事業計画

1 情報集積・広報事業

(1) 情報集積活用事業

国際交流センターの利用率向上のため、ウェブサイトのリニューアルを行うとともに、フェイスブック、インスタグラムなどを有効活用し、7言語で当協会の活動状況やイベント情報等をタイムリーに発信する。また、交流サロンに各種図書類やネット端末を整備し、来訪者が一層利用しやすい環境整備に努める。

(2) 広域連携推進事業

「地域国際化協会連絡協議会」等が主催する連絡会議及び研修会等に参加し、情報収集と各県の国際交流協会との連携強化に努める。

(3) 機関誌の発行

協会創立30周年記念号をはじめ、当協会等の活動状況や、当協会が実施する交流イベント等の情報を掲載した日本語版の機関誌「AIRY」を年3回作成し、関係機関・団体、賛助会員等に配布する。

(4) 多言語情報誌の発行

CIR（山形県国際交流員）による県内各地の歴史、文化、暮らしに関する取材情報を日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語で外国人向け情報誌「Face to Face」として作成し、機関誌の発行と合わせ年3回、関係機関・団体、留学生、賛助会員等に配布する。

2 国際交流推進事業

(1) 地球市民学習事業

県民の国際理解や多文化共生に対する関心を高めるため、他団体とも連携した交流イベント等を開催する。

交流イベント	開催予定回数
① とびいりワールド茶館（カフェ）	7回
② 英会話講座 Eigo で話そう！	8回
③ CIR（山形県国際交流員）による多文化理解講座	5回
④ English Game Room	7回
⑤ 世界をのぞけば…（JICA 東北及び市町村国際交流協会との共催による講座）	4回
⑥ CIR・スタッフによる出前講座	要望による

(2) 国際理解推進事業

JICA 東北、認定 NPO 法人 IVY の関係者等とともに、国際理解と多文化共生をテーマとし、参加者同士が交流の上、情報や意見を広く共有できる場として、一般県民等を対象とした「国際理解実践フォーラム／山形から世界をみてみよう！」を開催する。

3 国際協力推進事業

県の海外技術研修員の受入れに伴う生活支援を行うとともに、当協会の交流イベントへの参加や県内各地の歴史、文化、習慣などについて学習・体験する機会を設ける。(県委託事業)

4 民間国際交流活動推進支援事業

(1) 民間団体との連携強化・交流促進

各国際交流関係団体との連携を図るため、懇談会を開催する。また、「山形県国際交流関係団体ダイレクトリー」を作成し、ウェブサイト上で公開する。

(2) 国際交流サポーター（ボランティア）の募集、紹介及び研修の実施

ア 国際交流事業を推進するためのボランティアを募り（山形市国際交流協会と相互登録）、当協会事業への協力要請を行うとともに、各団体または個人からの要請に応じてサポーターを紹介する。

イ サポーターのスキルアップと相互交流を図るため、山形市国際交流協会と共催で語学サポーターを対象とする研修会を開催するとともに、日本語サポーター勉強会を定期的に開催する。

- 〈サポーターの種類〉
- ①語学（通訳）
 - ②日本語
 - ③ホストファミリー
 - ④国際理解
 - ⑤イベント協力

(3) 民間国際交流団体活動推進支援助成事業

県内の国際交流関係団体等の活動を支援するため、当該団体が実施する国際理解の促進、在住外国人支援のための活動費の一部を助成する。また、昨年より設けた東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンにおける民間団体による交流活動を支援するオリパラ枠に加え、新規日本語教室開設事業にも優先枠を設ける。

(1 団体当たり限度額：20 万円、オリパラ・新規日本語教室開設事業については 10 万円)

5 多文化共生社会づくり（在住外国人支援）事業

(1) 日本語教室の開設

中級へ行こうクラスと JLPT 試験対策のクラスを設けるとともに、最寄りの日本語教室に通えない日本語学習希望者や日本語支援の必要な児童・生徒に対し、日本語サポーターを紹介する。

また、県内の日本語学習支援関係者の情報共有と意見交換を目的とする「山形日本語ネットワーク懇談会」を引き続き開催する。

開 設 コ ー ス	開催回数
①中級へ行こうクラス	前期・後期 各 15 回
②JLPT (N2/N3) クラス (日本語能力試験合格を目指す)	前期・後期 各 30 回
③日本語サポーターによるマンツーマンレッスン	随時相談

(2) 日本語ボランティアの育成・支援

県内の在住外国人や事業者のニーズを踏まえ、日本語支援者の拡大を図るため、地域の国際交流協会等と連携して日本語ボランティアの育成やオンライン学習支援の講座を実施する。(県委託事業)

(3) 医療通訳・司法通訳の養成

県内在住外国人の生活を支援するため、認定NPO法人IVYと共同で医療通訳、司法通訳者養成講座を開催する。

(4) 外国人相談関連事業

県内外の外国人相談窓口の相談員、県内の市町村担当者、専門相談機関の相談員等を対象にスキルアップと相互交流を目的とした研修会を開催し、相互の連携強化を図る。

また、在住外国人の意見を当協会の事業運営に反映させるため、在住外国人意見交換会を開催する。

(5) やさしい日本語普及研修事業

県内自治体や関係機関へ出向き、やさしい日本語の普及を目指した研修会を開催する。

また、ウェブサイト、フェイスブック、インスタグラムなどで、やさしい日本語を使った情報発信を行う。

(6) 災害時外国人支援連携体制整備事業

天童市国際交流協会と共催し、災害時外国人支援サポーター研修会を実施するとともに、災害時の外国人支援について、県内の産業、防災、福祉などの各種団体向けの出前講座を実施する。

6 在外県人会等支援事業

(1) 在外県人会支援事業（県補助事業）

ア 海外の山形県人会 6 団体（ブラジル、アルゼンチン、ペルー、パラグアイ、ハワイ及び北米南カリフォルニア）の活動費に対し助成する。

イ 「ブラジル山形県人会青年部」が行う交流事業に対し助成する。

(2) カレンダー贈呈事業

日本各地あるいは山形県内の風習・風景を題材にしたカレンダーを在外山形県人会に贈呈する。

7 地域人権啓発活動活性化事業

法務省人権啓発活動地方委託事業の一環として、外国人相談窓口の周知を図るため、多言語リーフレットを作成し、県内の関係機関・団体や大規模流通店舗等に配布する。

8 賛助会員事業

協会事業に対する理解を深めるとともに、賛助会員やサポーター、スタッフとの交流を図るため、ソーシャルギャザリング（事業説明・懇談会）を開催する。

9 山形県国際交流協会創立 30 周年記念事業

当協会が創立 30 周年を迎えるにあたり、記念講演会を開催するとともに、記念誌の発行やホームページのリニューアルを行う。

10 山形県国際交流センター管理業務事業（県の指定管理）

(1) 山形県国際交流センターの管理運営

ア 利用促進

コロナ感染予防対策や利便性の向上に努めながら、魅力的な交流イベントの企画とともに次により利用促進を図る。

① ホームページ、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムによるタイムリーな交流イベント情報や活動状況の提供・紹介

② 駐車料金の助成などのメリットを活かした賛助会員の積極的な確保

③ センターの設置目的に沿った研修室及びボランティア室の積極的な貸出し

イ 危機管理

防犯、防災、事故対応等、施設管理に求められる危機管理能力を身につけるため、BCPに基づき訓練等を実施する。

(2) 外国人総合相談ワンストップセンターの運営

ア 外国人相談窓口

在住外国人の生活面での支援を行うため、7言語に対応する相談員を配置し、出入国・在留資格、語学学習、教育問題、家庭問題など様々な相談に電話・面接・Eメール等で応じる。

また、7言語以外の言語については、通訳アプリ、ポケトークなどを活用し相談に対応する。

さらには、相談者から要望のあった生活情報に関する資料等の提供や専門相談機関の紹介を併せて行う。

◇相談窓口の体制

対応言語	開設日	開設時間
日本語	火～土	10:00～17:00
英語		
中国語	火・金	10:00～14:00
韓国・朝鮮語	木・土	
ポルトガル語	水	
タガログ語	金	
ベトナム語	第2・4土	

◆ 外国人向け法律相談（完全予約制）

日 時 : 毎月第4金曜日 10:00～12:00

場 所 : 山形県外国人総合相談ワンストップセンター（山形県国際交流センター内）

受 付 : TEL 023-646-8861、FAX 023-646-8860

Mail soudan@airyamagata.org

相 談 料 : 無料

対 象 : 山形県在住又は勤務の外国籍の方の法律相談

対応言語 : 日本語・英語・中国語・韓国語・タガログ語（他の言語については応相談）

担 当 : 山形県弁護士会所属弁護士

イ 企業向け相談窓口

外国人の雇用に関する企業からの相談に対応する

相談概要	開設日	開設時間
企業相談	火～金	10:00～16:00
行政書士相談会	毎月第2水曜日	13:00～16:00

（行政書士相談会は山形県行政書士会対応、無料）